

京都家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成30年6月26日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

市川ひろみ，円城得之，大島道代，大島由紀子，小松琢，才寺篤司，佐藤卓己，南哲也，村岡寛，細野吾，山上真由美，山口基樹（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

野路少年部上席裁判官，田中少年部裁判官，山本首席家庭裁判所調査官，秋田家事首席書記官，村田少年首席書記官，村上次席家庭裁判所調査官，宮澤主任家庭裁判所調査官，橋口主任書記官，藤井事務局長，浅野事務局次長，児島事務局総務課長，羽藤事務局総務課課長補佐，大瀧事務局総務課庶務係長

4 テーマ

補導委託とその開拓について

5 議事概要

（1）開会

（2）新委員の紹介等

（3）議事・意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

（裁判所から，少年事件の動向についての説明後）

○ 事件別の割合のグラフでは，道交法違反が大きいということですが，具体的にはどういったことですか。

● 少年事件も成人事件と同じように無免許運転や酒気帯び運転は少ないです。免許は持っているが，原付の二人乗りやスピード違反，集団で危険な行為をするという暴走などがあります。

◎ 京都で道交法違反の割合が高い原因として考えられることはあるのですか。

○ 道交法違反は都市部に多いのですか。それとも公共交通機関が少ない農村部あるいは郊外で多い犯罪なのですか。

- 田舎の方というよりもむしろ都市部の方でよく発生している印象です。
- グラフの過失運転致死傷と道交法とを併せた交通事犯について、全国も京都もほぼ40%から50%の間で、京都だけが何か特異な傾向を示しているということではないと思います。ただ、京都の場合、過失運転致死傷という怪我をするような非行は全国に比べると少なく、それ以外のいわゆるルールを守らなかった事件が多いということが特徴なのかなと思います。その理由については、私見ですが、学生が多いために、ちょっとしたルール違反が多く、大きな怪我や致死に至る事件は、それほど多くない。それが田舎部になってくるとちょっとスピードが出すぎて、人を死傷に至らせる事件が多いのではないかと感じました。
- 事件別の割合のグラフの「その他」の中で、詐欺事件とわいせつ事件を取り出したグラフを作成された理由は何ですか。
- 詐欺事件とわいせつ事件については、「その他」の罪名の中で事件数が多く、また、減少傾向にはないという2つの理由から別個にグラフを作ったものです。
- 詐欺事件とわいせつ事件のグラフを見ると、京都の件数が30件程度でそんなに多い数ではないから、全国と比べて特に京都が伸び率が大きいわけではないのかもしれませんが、京都で、このように増えた理由と、詐欺事件、わいせつ事件とはどういうものなのかを教えてください。
- まず詐欺事件については、全国的な傾向ですが、オレオレ詐欺の件数がかなり占めています。わいせつ事件については痴漢やわいせつ記録のスマートフォンによる送信といった類型の事件が増えています。
- これも私見なのですが、詐欺とかわいせつ事件というのは、実は弱者の犯罪で、強力な暴力で犯す犯罪ではなくて、知能的な、非常に力が弱い子ども達でも犯せるわいせつ事件が増えてきている。なぜかという、昔は暴力とか発散させる力、パワーを発揮させる事件が多かったのが、ここ数年ずっと言われているのは、子どもの力が落ちている、だからこそ弱い者いじめとかそういう知能的な犯罪が行われている。それがたぶん京都だけではなくて全国的にも増えていて、それを裁判所の方では取り出して説明されたのではないかなと思います。
- 今は少年事件を扱っていないので詳しいことは分からないのですが、京都には学生が多いというのも一つの原因かなと思っています。最近、特殊詐欺、オレオレ詐欺などでは、学生を受け子とか掛け子に使うという事案が大変増えています。その傾向が、

京都にも出ていて、特に京都では学生が多いので、アルバイト的にやる人が多いのではないかと思います。また、わいせつの関係でも、インターネットが普及していて、盗撮をする方法だとかわいせつ行為をする方法だとかがけっこう載っていますので、そういうのをまねして行う若い人が多いのではないかと感じています。あくまで私見ですが。

- 詐欺やわいせつはほぼ男性の犯罪ということで理解してよろしいでしょうか。
- そのように考えていただいて差し支えありません。
- 全体のジェンダーのバランスがどうかについては、議論する時に必要だと思うのですが、資料はないのでしょうか。
- 用意しておりません。
- グラフには、家裁が取り扱った事件数が書いてあると思うのですが、二十歳以上の成年が二十歳未満の者をそそのかしたという割合は、この中で読み取ることはできるのでしょうか。単独で二十歳未満の者が犯した事例の方が多という理解でよろしいでしょうか。
- ◎ わいせつは個人的な嗜好による犯罪であることが多いかと思うのですが、特殊詐欺は、誰か計画を立てる人がいて、未成年者はネットとかで募集されて受け子として利用されて、小遣い稼ぎのような感じで軽く受けてしまい、誰が主犯者か知りませんということが多かったです。自分で考えてやる人も中にはいるのかもしれませんが、少年は受け子になるというパターンが一般的なのかなというように思います。
- 統計上明らかになっているものではありませんが、特殊詐欺の事案では成人共犯と一緒にあって少年がある意味使われる形で関わるというのがよく見るケースではないかと感じています。わいせつ事案については、大半は少年単独もしくは少年同士で事件を起こすというのが、多いのではないかと思います。
- ◎ それでは、本日のテーマである補導委託に進みたいと思います。
(裁判所から、補導委託制度について説明したのち、質疑応答)
- 再非行率が30パーセントくらいという説明がありましたが、補導委託された場合の再非行率というのか再犯率というのは、平均よりは下回っているという理解でいいのでしょうか。
- しっかりしたデータはとれていません。
- 説明のあったケースでいうと、保護観察決定で、要するに社会の中で更生ということ

になったと思うのですが、保護観察決定になるケースでは多くの場合、補導委託を使っていると思えばいいのでしょうか。

- いえ、そういうわけではありません。少年の補導委託をした結果、その時点での要保護性といいますか、非行を繰り返す恐れがあるかとか、どういった処遇をしたら一番良いかという選択の中で保護観察が相当だろうということで決定されたものですので、補導委託をして保護観察にならないケースもありますし、一般事件で、そのまま補導委託ではなく、保護観察がつく場合もあります。必ずしも補導委託をするということが、保護観察の前提になっているというわけではありません。
- どういうケースの人に補導委託をするのかということをもしろ聞かせてください。
- 調査官の立場でお答えします。補導委託というのは、そんなに頻繁にあるわけではなく、京都だと年間10件前後で、むしろまれな訳ですが、第一に家に帰せない状況があるということが大きい要素になります。例えば、親子関係が非常に悪くて、少年院に入れるほどではないのですが、家に帰すことが出来ない。あるいは、地元の不良交友が非常に根深くて、少年院に入れるほどではないけれども家に帰すとまたすぐに悪い誘いに乗ってしまうということが明らかな場合とかが多いように思います。また、今は鑑別所ですごく反省していて社会に出て頑張ってやっていけると言っているけれども本当に社会の中でやっていけるのかというような疑問が強い時に、家庭状況、交友状況なども重ねて考えて、一旦補導委託をして、受託者に預けて、何か月か様子を見てから社会に出して良いか、少年院に行った方が良いかを決めるようにしようというときに選択するように思います。
- 最高裁作成の資料の5ページに、少年を預かった時の費用について書いてありますが、先ほど説明のあったケースでは、少年に給料なども出るのでしょうか。
- 働いたことに対する報奨金という名目で若干ですが、少年に対して払われます。
- 受託者については、誰にでも出来る仕事でもないし、責任も重いし、毎月1回報告もしないといけないし、という大変な仕事をされていると思うのですが、無報酬となっていて、ボランティアに頼るといのはなぜでしょうか。例えば、保護司も報酬が出るわけではないのですよね。ボランティアに頼るとい考えがどこから来ているのか、国民の司法参加の一つという位置づけをされていましたが、それでは、私もやりたいという方々は出にくいだろうなと思います。
- あくまで私見ですが、現行少年法は、終戦、敗戦の惨禍の中から新しくできた。調査

官制度もその時に新しくできた。敗戦で痛手を被った国民全体が、敗戦によって戦争孤児などがたくさん出て、それを社会全体で、みんなで成長を助けましょう、更生を図りましょうという中で、試験観察という制度も戦後新しくできた。それで、補導委託という形で、民間の篤志家の人達にも少年の構成を支えてもらうというのが、スタートだと思うのです。それが、連綿と続いてきて、だからこそ、この理念、理想は尊いものであるものの、時代の変化によって、思いはどんどん変わってきて、補導委託先が、増えないまま今に至っているというように感じています。あと、保護観察の中でどれくらいの割合が補導委託になっているかという質問があったと思いますが、そこを整理しないと、補導委託が全体の中でどれくらいの割合で利用されているのかが分からないと思います。ここ5年くらい少年事件を扱っていないので、私の昔の感覚ではありますが、年間500人くらいが少年鑑別所に入っている。今は40%減だということですので、年間300～400件弱くらいの中で試験観察が何人くらい、保護観察が何人くらいかについて、データとして示してもらった上で、補導委託の現状がどうなっているか、これからどうすればいいのかというところを、議論してはどうでしょうか。

○ 先程、保護司さんの話も出ましたが、地域の有志の方々が、地域で生活する子供や罪を犯した人などを面倒見てあげていこうというような、古き良き日本の特色から始まったのだと思うのです。ただ、やはり、保護司さんも大変ご苦労されています。昔は保護司さんの家に呼んで指導されていたけれども、プライバシーの関係などから、最近では別の施設で会ったり、面会するというような形も徐々に増えてきていると聞いています。保護司さんの数を増やすために、一体どうしたらいいのだろうと考えているところだと思います。補導委託先というのも、同じように、これからどう増やしていくのか、どう協力していただくのかというところで、私も個人的には、国が少しでも報酬的な費用を払うべきではないかと思っています。

◎ 補導委託の課題について、もう少し説明させていただきます。

(裁判所から、補導委託の課題についての説明ののち、意見交換)

◎ 少年事件は、皆さんあまりなじみがないかとは思いますが、刑事事件の場合は、裁判をして、判決が出て、それを執行して終わりということになりますが、少年事件の場合は、刑事事件と違って、家庭裁判所に送られてきてからずっと少年の更生を図るための教育的措置が続きます。審判が始まる前から、調査段階から教育的措置がずっと

続いていると理解していただいて、審判の中でも裁判官がいろいろ説諭したり教育的措置を積み重ねている。審判が出た後も、保護処分を通じて教育的措置を積み重ねていくということなのですが、家庭裁判所で手続全般が少年に対する更生のシステムになっていると理解していただいて、その中に試験観察、補導委託という仕組みがあると。補導委託も最終的にどういう処分をするのがいいのかという所を見極める手続ではありますが、その手続の中においても少年の教育的措置を講じて出来るだけ再犯をしないように更生してもらえようにと考えながら手続を行っているというご理解をいただければと思います。

先ほどの説明で補導委託について皆さんにご理解いただけるのに十分だったかどうかと

いう所はありますが、先ほどの説明を前提にご意見をいただきたいと思います。

なお、先ほど、要望がありました補導委託の割合について説明の準備ができたようです。

- 京都家裁で一年間の観護措置の件数は、約150件です。試験観察全体の数が、約65件です。そのうち、宿泊型の補導委託は約10件です。
- 補導委託の課題という話をされる前に、補導委託は有効であるとの説明でしたが、補導委託であれば、再犯率が低いのかと思ったら、それは分からないということでした。どのように有効というのをはかっているのかというのがまず一つ目の質問です。二つ目の質問は受託者の方のご意見はどうなのか、受託されている方は、何を課題と感じていらっしゃるのかというのは絶対に必要な所だと思います。もうひとつ、受託者の方に対する課題はないのでしょうか。
- 最初の補導委託の効果について、明確な数字をお出しすることが出来ないのですが、実感として、何人もの受託者と触れ合ってきて、長く補導委託をされている方にお聞きしますと、昔受託していた少年が立派になって訪ねて来たり、結婚式に呼ばれたり、新築祝いに呼ばれたり、長く付き合いのある元少年達が何人もいたりして、それでお世話になったと、あの時、補導委託を体験させてもらって良かったと言ってくれると。また、それを生きがいにしてやっておられると。それが戦後からずっとこの制度が報酬のない中で、続いてきている一つの大きな要因だと思います。そういう中で、私達も補導委託制度の有効性というのを肌で感じているので何とか活性化したいと思っております。ただ、数字で何か言えるほどのものがないということでご理解いた

だければと思います。

- 有効性について補足をさせていただきますと、先ほど、再犯率というお話がありましたけれども、もともと補導委託を選択するのは、試験観察を選択した少年ですので、社会内での処遇が出来るか、施設に送致すべきかという、ギリギリの見極めがつかない少年たちです。ですから、当然見極めた結果、社会内での処遇は無理だったということが起こり得るので、最終決定ではありませんので、見極めをするという点では、当然違った処遇につながっていくということもあり得るところです。
- 受託者が感じている課題について、最近、受託者から補導委託が途切れることが多く、コンスタントに受託していないということを知りました。受託のない時期があるとモチベーションが下がり、再開時に大変エネルギーが必要となる、せめて年間2～3件の補導委託の依頼があると良いとのことでした。
- できれば、受託者の方の意見を直接聞いてみたいですが、また、受託者について、こういうのは困るなというところはないのですか。
- 最近は報道などでよく話題になっているように、例えば、発達障害傾向が顕著にみられる少年が多く認知されるような時代になっています。それから、昔と違って、住み込み就労が珍しい時代になり、プライバシーを大事にするという傾向があると思います。ですから、補導委託のような住み込み就労自体を嫌がる少年がいたり、少し特異な発達障害的なパーソナリティの少年に対して、昔ながらの指導方法だけでは、なかなか対処が難しいということがあります。それから、スマホを一応禁止されている受託者が多いと思うのですが、今の時代に合う受託者の方の対応も求められる時代になっているのではないかと思います。
- 先程と重複しますが、私は少年友の会に所属していますので、受託者と交流があります。ある受託者は2世代に渡り、少年に対しての熱い思いから、再非行防止について金銭的な支給がなくても、ボランティアとして少年に接しておられます。

受託者から、生活費が支給されるようになったが同居のような生活だと領収書の提出が難しいと聞いたことがあります。また、少年の報酬については1週間ごとであるとか、退所時にまとめて手渡すなど色々のようです。

ところで年間10件の補導委託事件があるとしますと京都に何か所の受託先が必要なのでしょうか。

再犯の防止のために縁故関係のない遠方に委託されるケースもありますが、受託先

にとっては裁判所の事情を了解するが、受託先の従業員がこの活動に馴染むには、年に1件では少年の受託先としての機能が果たせるか心配とのことでした。また、受託者自身が高齢になり退任する方も出ています。新規の委託先や少年に合う遠方の委託先を探すこともそれぞれ大切ですが、既存の受託者を活用したうえで継続的に新規開拓を進めていただければと思います。

- 補導委託は年間10件ということですが、これは、受託先が少ないからこの数になっているのですか。もっと受託先があれば、増やせるのということですか。
- どの事件も補導委託が適するというわけではありません。補導委託先の要因というよりも、事件の内容に左右されるということになります。明らかに少年院に行かなくてはならない少年の場合に制度維持のために補導委託にするということではなく、適する少年がいるかが一番大きいのです。
- ◎ 件数については、補導委託という観点から検討した結果だと思います。補導委託先がたくさんあった方がいいというのは、その少年、少年に合った補導委託先、選択肢がたくさんあった方が、より適切な委託先が確保できるのではないかということになるか思います。
- 同じようなことを思っていて、補導委託先を増やす必要があるのか、全国的な流れはどうかということと、増えれば問題が解決されていくのかということもあるので、全国的な流れを知った上で考えていきたいと思いました。あと、補導委託とかは、民間の方に、地域の方にいろいろお願いしたりすることが多いと思うのですが、例えば、民間企業が行政などに協力するといえますか、障がい者の人を就労支援するために行政や民間企業にも必ず何人か採用しなさいという制度があったと思います。そういう流れで、国や民間企業や行政で、バックアップできるのではないかなと思ったんですけども。
- 効果があるという認識で議論がある、当然だとは思いますが、補導委託をされて少年院に送致されるというのは、どのくらいの数があって、あるいは、そういうことはないのかどうか、そういう場合があった時には、補導委託をしたということは、ある種の事故的な扱いになるのかならないのか、そのあたりのことを数字を含めて教えていただきたいと思います。
- 試験観察にする少年というのは、これは中間判断でございますから、少年院になるのか、そうでないのかという見極めをつけるために試験観察をします。その試験観察を

する手段として、補導委託というのがあるわけです。従って、補導委託が上手くいかずに、少年院に行く場合があります。それは、再犯した場合、試験観察中に再犯してしまった場合はほぼ自動的に少年院送致ということになってしまいます。こういうケースは、まれですが、あります。では、その時の試験観察が全く無意味なものだったのか、補導委託が無意味なものだったのかということ、そうは思っておられません。ボランティアの方たちが少年のために一生懸命やっただけで、それが彼らの中に残っているものがあるのではないかと。結果的には、更生を目指して、矯正機関の中で矯正教育を受けることとなりますが、そこに至る過程で、こういう触れ合いを持たせたということ、彼らにとってきっといい芽が残せているのではないかと思っております。

- 数や割合は、明らかにできないのでしょうか。
- 昨年、手持ちの資料で確認する限り、少年院に送られた少年はいません。そう多くはないと認識していただければと思います。
- 受託先というか、補導委託の業種というのが、やはりかなり限られた業種で、ある部分、日本の古い家制度に基づく業態が多いと思うのですが、でも、当然今の少年ですからプログラマーだとか、もう少し別の在宅で出来るようなビジネス環境というようなものというのが、何かコミュニケーション能力に多少発達障害で問題があるとかいう人にとっては、有効なような気が個人的にはするのですが、そういう方向は、先ほどは、業種に入っていませんでしたが、検討されていないのでしょうか。
- 宿泊型の補導委託は、泊まり込みで全生活を一緒にしていただきながらというのがありますので、プログラムの仕事で泊まり込みというのが可能な所があるのかということ、思い浮かばずにそういう発想がなかったのですが、新しい今の少年に合う通所型の委託先として、興味深いご意見だなと思います。
- 今回のテーマが積極的な活用と充実についてということでの私たちに与えられたテーマになっておりますので、そのためには、過去に家庭裁判所において、取り組んだものがあれば、教えていただきたい。
- 補導委託先は、登録という形で、先に裁判所がここは委託先ということで登録をしておくものと、事件が来た時にお願いをして登録なしで委託する委託先があるのですが、昨年、3つ新たに登録しました。一つは、他県の活用している委託先を京都で登録をしたものです。また、保護観察所の協力雇用主で、他の裁判所で補導委託制度を知っ

て自ら申し出をし、こちらで調査をした上で登録したもの、それから児童自立支援施設から直接裁判所に補導委託先になってもよいという連絡があり、登録したものがあります。

○ 身内の中で開拓しているのだなという印象を持ちました。例えば、どこかに出かけていって、こういう職種にアプローチしてみたいとかいう形での取組みをされたというようには思えなくて、充実という部分では日本全国にある登録されている補導委託先を情報共有されて、特に遠方でしか、地元ではちょっとということもあるでしょうから、上手く資源を活用されるというのは、その通りだと思うのですが、もっと活用するためには、裁判所の外へ出ていかないと難しいのではないのでしょうか。職業型というものも、もっと開拓したいのであれば、裁判所の審査は分かりかねますが、もう少しリスクをとるくらいの覚悟で、職業型の集まる団体であれば、ロータリークラブだったりライオンズクラブといった集まりがありますし、そういう所で補導委託の制度について、話をされるような取組みをされてはどうでしょうか。

○ 同意見で、例えば、業界団体に出て行ったりとか、何とか協会に行ったりとか、裁判所としてどういう開拓の取組をされているのかというところがないと、意見は出せないのではないかと思います。それと、先ほどの、最近では受託者が途切れるということを知ると、10件というのも、以前と比べたら減ってきていて、その時に適した委託先がないというのは分かりましたが、本当にニーズがあるのかという疑問を少し感じました。

○ このテーマを考える際に一番大切な視点は、子供、ご本人だと思います。その人たちの意見というのは分かりにくいかもしれませんが、今日のお話の中では、ちょっとしか出てこなかった、それと、もう一つやっぱり大切なのが、受託者の方々に、この方たちの意見も聞きたいと思えますし、裁判所としては、これを拡大していきたいというお話でしたので、拡大するのであれば、どういう政策が必要かという側面から、素人が受けるということで、研修があるかとか、誰なら受託者になれるのかとか、もう少し現場で感じておられる問題点も含めて説明していただければと思いました。

◎ いろいろな貴重な御意見をいただきありがとうございました。裁判所だけで考えたのでは、その域を出ないという所もありますので、いろいろとご意見いただいたことを参考にして、何か枠を破っていければという考えでおります。

本日はどうもありがとうございました。

(4) 次回日程，閉会

次回の委員会は，平成30年12月21日（金）